

日高市国民健康保険条例の一部を改正する条例（※9/20 可決）

（マイナ保険証を基本とする仕組みに移行することに伴う罰則規定の改正）

1. 経緯

国民健康保険法の一部改正により、令和6年12月2日に現行の被保険者証（健康保険証）は廃止され、マイナ保険証（健康保険証の利用登録をしたマイナンバーカード）を基本とする仕組みに移行します。

同日以降は、従来の被保険者証を新たに発行できなくなるため、マイナ保険証をお持ちでない被保険者には、資格確認書が交付されます。

このことに伴い、日高市国民健康保険条例において、同日を施行日とする所要の改正が必要となりました。

2. 改正内容（令和6年12月2日施行）

条例第14条の罰則規定の内容は、保険料（税）を滞納している世帯主に被保険者証の返還を求めたけれども、これに応じない場合には、10万円以下の過料に処する、というものです。

このたびの条例改正は、現行の被保険者証の発行が令和6年12月2日をもって終了となるため、被保険者証自体が無くなり、罰則上の被保険者証の返還拒否の事由も無くなることから、その部分を削除します。

3. 経過措置

国民健康保険法改正の経過措置により、被保険者証の発行が終了しても、その時点で既に交付済み、かつ有効な被保険者証は、廃止後から最大1年間（その1年より前に被保険者証の有効期限が到来する場合や、転職・転出などで加入する保険に異動が生じた場合は、その有効期限又は異動の発生日まで）は引き続きご使用いただけます。

このことから、本改正条例の施行に当たっても附則で経過措置が設けられており、その交付済みの被保険者証の返還拒否については、令和6年12月2日以後も従前のおり罰則規定が適用されます。

日高市国民健康保険条例の一部を改正する条例 新旧対照表

改正後	改正前
<p>第14条 この市は、世帯主が国民健康保険法第9条第1項若しくは第5項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした場合においては、その者に対し10万円以下の過料に処する。</p>	<p>第14条 この市は、世帯主が国民健康保険法第9条第1項若しくは第9項の規定による届出をせず、若しくは虚偽の届出をした場合又は<u>同条第3項若しくは第4項の規定により被保険者証の返還を求められてこれに応じない場合</u>においては、その者に対し10万円以下の過料に処する。</p>

国民健康保険法の改正 新旧対照表（参考）

改正後	改正前
<p>(届出等) 第9条 (略)</p> <p>2 世帯主と同一の世帯に属する全て又は一部の被保険者が第36条第3項に規定する電子資格確認を受けることができない状況にあるときは、当該世帯主は、厚生労働省令で定めるところにより、当該世帯主が住所を有する市町村に対し、当該状況にある被保険者の資格に係る情報として厚生労働省令で定める事項を記載した書面の交付又は当該事項の電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって厚生労働省令で定めるものをいう。以下この項から第四項までにおいて同じ。）による提供を求めることができる。この場合において、当該市町村は、厚生労働省令で定めるところにより、速やかに、当該書面の交付の求めを行った世帯主に対しては当該書面を交付するものとし、当該電磁的方法による提供の求めを行った世帯主に対しては当該事項を電磁的方法により提供するものとする。</p> <p>3 前項の規定により同項の書面の交付を受け、又は電磁的方法により同項の厚生労働省令で定める事項の提供を受けた世帯主と同一の世帯に属する被保険者は、当該書面又は当該事項を厚生労働省令で定める方法により表示したものを提示することにより、第36条第3項本文（第52条第6項、第52条の2第3項、第53条第3項及び第54条の3第6項において準用する場合を含む。）又は第54条の2第3項（第54条の3第6項において準用する場合を含む。）の確認を受けることができる。</p> <p>4 世帯主は、その世帯に属する全て又は一部の被保険者の資格に係る事実の確認のため、厚生労働省令で定めるところにより、当該世帯主が住所を有する市町村に対し、当該事実を記載した書面の交付又は当該書面に記載すべき事項の電磁的方法による提供を求めることができる。</p>	<p>(届出等) 第9条 (略)</p> <p>2 世帯主は、当該世帯主が住所を有する市町村に対し、その世帯に属する全ての被保険者に係る被保険者証の交付を求めることができる。</p> <p>3 市町村は、保険料を滞納している世帯主（当該市町村の区域内に住所を有する世帯主に限り、その世帯に属する全ての被保険者が原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）による一般疾病医療費の支給その他厚生労働省令で定める医療に関する給付（第6項及び第8項において「原爆一般疾病医療費の支給等」という。）を受けることができる世帯主を除く。）が、当該保険料の納期限から厚生労働省令で定める期間が経過するまでの間に当該保険料を納付しない場合においては、当該保険料の滞納につき災害その他の政令で定める特別の事情があると認められる場合を除き、厚生労働省令で定めるところにより、当該世帯主に対し被保険者証の返還を求めるものとする。</p> <p>4 市町村は、前項に規定する厚生労働省令で定める期間が経過しない場合においても、同項に規定する世帯主に対し被保険者証の返還を求めることができる。ただし、同項に規定する政令で定める特別の事情があると認められるときは、この限りでない。</p>

<p><u>この場合において、当該市町村は、厚生労働省令で定めるところにより、当該書面の交付の求めを行った世帯主に対しては当該書面を交付するものとし、当該電磁的方法による提供の求めを行った世帯主に対しては当該書面に記載すべき事項を電磁的方法により提供するものとする。</u></p> <p><u>5</u> 世帯主は、その世帯に属する被保険者がその資格を喪失したときは、厚生労働省令の定めるところにより、速やかに、市町村にその旨を<u>届け出なければならない。</u></p> <p><u>6</u> 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第22条から第24条まで、第25条、第30条の46又は第30条の47の規定による届出があったとき（当該届出に係る書面に同法第28条の規定による付記がされたときに限る。）は、その届出と同一の事由に基づく<u>第一項又は前項の規定による届出</u>があったものとみなす。</p> <p><u>7</u> 前各項に規定するもののほか、被保険者に関する届出及び被保険者の<u>資格に関する確認</u>に関して必要な事項は、厚生労働省令で定める。</p>	<p><u>5</u> 前2項の規定により被保険者証の返還を求められた世帯主は、市町村に当該被保険者証を返還しなければならない。</p> <p><u>6～8</u> (略)</p> <p><u>9</u> 世帯主は、その世帯に属する被保険者がその資格を喪失したときは、厚生労働省令の定めるところにより、速やかに、市町村にその旨を届け出るとともに、<u>当該被保険者に係る被保険者証又は被保険者資格証明書を返還しなければならない。</u></p> <p><u>10～13</u> (略)</p> <p><u>14</u> 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第22条から第24条まで、第25条、第30条の46又は第30条の47の規定による届出があったとき（当該届出に係る書面に同法第28条の規定による付記がされたときに限る。）は、その届出と同一の事由に基づく<u>第1項又は第9項の規定による届出</u>があったものとみなす。</p> <p><u>15</u> 前各項に規定するもののほか、被保険者に関する届出並びに被保険者証及び被保険者資格証明書に関して必要な事項は、厚生労働省令で定める。</p>
---	---